

各 位

会 社 名 カルナバイオサイエンス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 吉野 公一郎
 (コード番号: 4572)
 問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 相川 法男
 (TEL : 078-302-7075)

行使価額修正条項付き第14回新株予約権（第三者割当て）の発行及び
 コミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ

当社は、平成25年5月29日開催の取締役会において、第14回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 発 行 期 日	平成25年6月17日
(2) 発行新株予約権数	12,000個
(3) 発 行 価 額	新株予約権1個当たり1,350円（総額16,200,000円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：12,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は93,450円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、12,000株です。
(5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額）	1,605,200,000円（差引手取概算額）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 133,500円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による
(8) 割 当 先	メリルリンチ日本証券株式会社
(9) そ の 他	当社は、メリルリンチ日本証券株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結する予定です。当該第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記【資金調達背景及び目的】に記載の資金調達を行うために、さまざまな資金調達方法を検討いたしました。下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」の【他の資金調達方法との比較】に記載の通り、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、メリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）と協議の上で設定した下記3. の「(1) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記3. の「(2) 資金調達方法の選択理由」の【本スキームの特徴】に記載のメリットがあることから、下記同箇所の【本スキームのデメリット】を鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達をしようとするものであります。

【資金調達の背景及び目的】

当社は、アンメット・メディカル・ニーズが高く、未だ有効な治療法が確立されていない疾患である、ガン疾患、リウマチ等の免疫炎症疾患およびアルツハイマー病等の神経変性疾患等を適応疾患として、経口^(注1)の分子標的薬の創製に取り組む創薬バイオベンチャー企業であります。当社は、2003年の創業以来、「キナーゼ」というヒトの体内に518種類あるといわれるタンパク質（酵素）を標的とする全く新しい薬の創製をするための様々な先進のバイオテクノロジーに基づく創薬基盤技術を培ってまいりました。これらキナーゼは、ヒトの細胞内の活動を制御する多様なシグナル伝達上で重要な役割を担っており、ガン、リウマチ、アルツハイマー病等の疾患では、キナーゼの異常な活性や特異な形態の変化が生じているキナーゼの過剰産生が引き起こされており、当社が研究開発を行っているキナーゼ阻害薬は、このような異常キナーゼの活性のみを阻害し、疾患の原因となっている細胞内シグナルを正常化に向かわせることにより、病態の改善を図るものです。したがって、病に深く関与する原因物質のみを標的とするため、副作用が少ない薬として注目されています。

現在、米国FDA（the Food and Drug Administration^(注2)）では、2001年に初めて承認されたイマチニブ（商品名：グリベック、製造販売元：ノバルティス社）以降、19種類にのぼる経口のキナーゼ阻害剤が上市されており、慢性骨髄性白血病等の血液ガン、腎細胞ガンや乳ガンなどの固形ガン、さらに2012年にはガンだけではなく関節リウマチを適応疾患とした新薬であるトファシチニブ（商品名：ゼルジャンズ）がファイザー社により上市され、患者様のもとに送り届けられています。とくに2011年以降、米国FDAにより認可されたキナーゼ阻害剤は10種類に及び、これら新薬の研究開発の起源はその多くが大手製薬企業ではなくバイオベンチャーが創製したキナーゼ阻害剤にあります。大手製薬企業はブロックバスター^(注3)と呼ばれるその主力商品が2010年頃を境に特許切れを迎え、収益基盤の強化が求められるなかで、独自の研究拠点を設けて新たな収益の柱となる新薬の研究開発を進めてまいりましたが、現在はオープンイノベーションという画期的な新薬候補化合物を外部から広く取り入れるという研究開発体制に移行しつつあり、バイオベンチャーから導入（ライセンスイン）もしくはバイオベンチャーを買収するという方向性のなかで、有望な新薬候補化合物の確保を急いでおります。

当社は、このような事業環境のなか、当社が有するキナーゼ阻害薬創製に係る創薬基盤技術を駆使し、上記のガン、免疫炎症疾患及び神経変性疾患を適応疾患とした画期的な新薬候補化合物を創り出し、大手製薬企業に導出（ライセンスアウト）するという米国のバイオベンチャーが確立した成功モデルを参考に、創薬事業におけるビジネスモデルを確立し、現在複数の研究テーマにおいて複数の相手先との導出交渉を行っております。さらに、これら当社の創薬基盤技術に基づき、品質の高い試薬としてのキナーゼタンパク質製品やプロファイリング・スクリーニング等の受託試験サービス、ならびに様々な細胞を用いたセルベースアッセイサービス等の提供を通して、創薬支援事業として確立したビジネスを展開し、全世界の製薬企業やバイオベンチャーの創薬研究を支援し収益を獲得しております。

当社は、創薬事業と創薬支援事業というこれら2つの事業を同時に行うことで、技術の相互補完を図るとともに、創薬支援事業における収益を創薬事業に投入することで、研究開発を強力に推し進めております。

今回の資金調達には、非臨床試験段階にある当社の創薬事業における研究テーマについて、大手製薬企業等との導出交渉を成功に導くための非臨床試験の更なる高度化及び外部リソースの積極的な活用を含めた研究開発の迅速化、さらには当社が有する4万にのぼる化合物群のハイスループット・スクリーニングから見出された次世代の研究テーマとして蓄積し現在探索段階にある化合物群の最適化および非臨床試験の費用に充当することを主要な目的として実施いたします。今回の資金調達により、財務基盤の強化を図り、事業価値の最大化を目指してまいります。

- (注1) 経口薬のことをいい、一般的な飲み薬をいいます。点滴などの注射剤に比べ通院負担が軽減されるときともに、比較的安価に製造が可能となる等、医療経済的な社会的価値も高い薬剤です。
- (注2) 米国における日本の厚生労働省にあたる薬や食品等の規制等を行う省庁のこと。
- (注3) 年間1千億円以上の大型の売上を計上する薬をいう。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がメリルリンチ日本証券に対し、行使可能期間を2年間とする行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第10項に記載されています。）を第三者割当ての方法によって割当て、メリルリンチ日本証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社はメリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約（本項において、以下「本契約」といいます。）を締結いたします。本契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第10項に記載されています。）をメリルリンチ日本証券に付与したうえで、今後資金需要が発生した際に、当社が、本契約に定める一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定（以下「行使指定」といいます。）できる仕組みとなっております。メリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、本契約に定める一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を20取引日の期間中に行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の3日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならない。また、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社がかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができます。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

平成25年6月18日から平成27年4月30日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が下

限行使価額を下回った場合、及び平成27年5月1日以降はいつでも、メリルリンチ日本証券は、平成27年5月26日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として15取引日以内に本新株予約権を取得します。

なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本契約に基づいて、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法（エクイティ・コミットメントライン）です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

また、下記【本スキームの特徴】の⑤に記載のとおり、貸株及び空売りに抑制的であることも特徴です。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達が現時点における最良の選択であると判断しました。

【本スキームの特徴】

- ① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、柔軟な資金調達が可能であること。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は12,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること（平成25年5月29日現在の総議決権数に対する最大希薄化率は、16.34%）。
- ③ 当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、割当先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。
- ④ 本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、いつでも本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。
- ⑤ メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有していないものの、かかる当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。
- ⑥ メリルリンチ日本証券に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

【本スキームのデメリット】

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 株価が下落した場合、調達額が予定額を下回る可能性があること。
- ③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ③ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。
- ④ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株予約権に係る調達資金	1,618,200,000円
本新株予約権の払込金額の総額	16,200,000円
本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額	1,602,000,000円
② 発行諸費用（弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等）	13,000,000円
③ 差引手取概算額	1,605,200,000円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

資金の使途	金額（百万円）	支出予定時期
①当社創薬研究テーマに係る非臨床試験及びその付帯費用 (非臨床試験の高度化、迅速化)	1,405	平成26年12月期～平成28年12月期
②新たな研究テーマを創出するための 研究開発費用及びその付帯費用	200	平成26年12月期～平成28年12月期

今回調達した資金は、上記「2. 募集の目的及び理由」の【資金調達の背景及び目的】に記載の通り、非臨床試験段階にある当社の創薬事業における研究テーマについて、大手製薬企業等との導出交渉を成功に導くための非臨床試験の更なる高度化及び外部リソースの積極的な活用を含めた研究開発の迅速化、さらには当社が有する4万にのぼる化合物群のハイスループット・スクリーニングから見出された次世代の研究テーマとして蓄積し現在探索段階にある化合物群の最適化及び非臨床試験の実施費用等に充当してまいります。その内訳は上表のとおりであります。なお、各項目に係る詳細は以下のとおりであります。

①当社創薬研究テーマに係る非臨床試験及びその付帯費用については、前臨床段階または化合物の最適化の段階にあるキナーゼ阻害薬の研究開発速度を外部研究リソースの積極的な活用によ

り迅速化するとともに、当社研究テーマの市場価値を高め、導出による業績に与える影響額を増大させるために、現時点で設定している適応疾患だけではなくさらに薬の効果が認められる疾患を拡大するための薬効薬理試験、ならびに副作用がないかをあらゆる角度から詳細に調査するための毒性試験の高次化、既存薬との併用療法での薬効試験など、非臨床試験の高度化に投じてまいります。

②新たな研究テーマを創出するための研究開発費用及びその付帯費用については、当社は自社内の創薬研究部門におけるハイスループット・スクリーニングにより見出された現在探索段階にある新規テーマ候補化合物群を複数有しており、リード化合物の最適化を進め、早期に導出候補テーマに育てていく方針であります。その研究開発を強力に推進していくための非臨床試験の高度化に係る費用に充当してまいります。

当社は、キナーゼに関する高度な専門知識とノウハウ、さらには創薬支援事業として製薬企業等に対して有償での提供が可能なレベルのキナーゼに係る創薬基盤技術を有しており、これら当社の技術力の結集を図るとともに、資金調達による手取金額を各種試験等に積極的に投じることにより、収益の恒常的な安定化を目指してまいります。

なお、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、本新株予約権に係る資金調達額は、本新株予約権発行後の当社株価により増減することが考えられるため、具体的な資金の使途及び金額が変更される可能性があります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記2. の通り、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するものであり、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストの発生を仮定して評価を実施しました。当該評価の結果は一定の金額のレンジで提示されますが、当社は、かかるレンジの上限値の10円未満の端数を切り上げ、本新株予約権1個の払込金額を金1,350円といたしました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成25年5月28日）の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である93,450円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、下記「11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況 (4) 最近の株価の状況」の②及び③記載の最近6ヶ月間及び発行決議日前日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であ

ると考えております。

当社監査役全員も、第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を上回る金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、平成25年5月29日現在の総議決権数に対して最大16.34%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、上記2.の通り、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計12,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は5,958株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1) 名 称	メリルリンチ日本証券株式会社
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目4番1号日本橋一丁目ビルディング
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 瀬口 二郎
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業
(5) 資 本 金	119,440百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成10年2月26日
(7) 発 行 済 株 式 数	2,388,801株
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 従 業 員 数	1,028名
(10) 主 要 取 引 先	機関投資家、政府機関、内外の事業法人・金融法人
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほコーポレート銀行、シティバンク銀行、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店
(12) 大株主及び持株比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万円)			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
営業収益	64,446	55,498	52,640
営業利益	9,746	△6,315	△12,719
経常利益	14,172	△2,029	△7,399
当期純利益	22,123	△77,544	5,054
純資産	210,136	138,935	143,990
総資産	4,490,376	2,790,258	3,289,717
1株当たり当期純利益(円)	11,150	△32,613	2,116
1株当たり配当金(円)	-	-	-
1株当たり純資産(円)	90,366	58,161	60,277

(注) 1 メリルリンチ日本証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、反社会的勢力に該当しないものと判断しております。

2 (12)大株主及び持株比率に記載のメリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッドは、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションを完全親会社とするメリルリンチ・アンド・カンパニー・インクの完全子会社であります。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、公募増資を含め、さまざまな資金調達方法を検討して参りました。国内外の金融機関から複数の提案がありましたが、その中で、メリルリンチ日本証券と協議の上で設定した本新株予約権による資金調達の方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。はじめに検討した公募増資は、現在の当社株式の価値からすると当社が必要とする規模の資金を調達するためには短期間において大幅な希薄化が生じる等の理由により、当社のニーズに合致するところとはなりませんでした。

かかる検討を進めるなかで、メリルリンチ日本証券から提案を受け、「1. 募集の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」の【本件スキームの特徴】に記載した商品性やメリルリンチ日本証券の過去の実績等を総合的に勘案して決定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(旧「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」)(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社とメリルリンチ日本証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約書において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

また、当社とメリルリンチ日本証券は、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同規則の取扱い2(1)乃至(6)までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を

超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けており、割当先の平成24年3月期の事業概要に含まれる貸借対照表等から、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第1項第31号イ及びロに定義される）は、本新株予約権の割当先であるメルルリンチ日本証券との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成24年12月31日現在）		
氏名	持株数	持株比率
小野薬品工業株式会社	14,090株	19.35%
ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合	3,138株	4.31%
吉野 公一郎	2,000株	2.75%
株式会社SBI証券	1,843株	2.53%
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	1,540株	2.12%
マネックス証券株式会社	1,103株	1.52%
クリスタルゲノミクス社 （常任代理人 英和法律事務所 弁護士 尹 英和）	1,000株	1.37%
バイオ・サイト・インキュベーション2号投資事業有限責任組合	1,000株	1.37%
カルナバイオサイエンス役員持株会	962株	1.32%
大阪証券金融株式会社	937株	1.29%

（注）今回の新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、今回の新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した持株数及び持株比率を算定しておりません。したがって、大株主及び持株比率の状況は募集前後を通じて同一となりますので、「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成25年12月期当社連結業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載の通りであり、平成25年5月29日現在の総議決権数に対して最大16.34%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:千円)

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
売上高	571,800	592,549	510,829
営業利益	△398,185	△393,239	△457,842
経常損失(△)	△370,026	△340,225	△442,656
当期純損失(△)	△397,107	△361,651	△449,994
1株当たり当期純損失(△)(円)	△6,763.89	△6,159.97	△7,328.33
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	23,257.82	17,359.64	12,098.79

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成25年5月29日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	73,445株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	8,955株	12.19%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者ならびに当社子会社取締役及び従業員向けのストック・オプションに係る潜在株式数であります。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	73,445株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	20,955株	28.53%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	20,955株	28.53%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
始値	54,000円	40,500円	28,620円
高値	67,500円	54,200円	33,700円
安値	36,000円	21,700円	19,830円
終値	40,400円	29,950円	22,800円

② 最近6か月間の状況

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
始 値	27,400円	23,000円	40,800円	53,100円	186,000円	199,000円
高 値	27,400円	65,100円	58,700円	250,000円	207,800円	234,200円
安 値	22,230円	22,800円	30,000円	48,500円	134,600円	124,600円
終 値	22,800円	40,350円	52,100円	213,000円	190,100円	133,500円

(注) 平成25年5月の株価については、平成25年5月28日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	平成25年5月28日
始 値	132,000円
高 値	138,500円
安 値	130,400円
終 値	133,500円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資

発 行 期 日	平成21年12月2日
調 達 資 金 の 額	286,750,000円 (差引手取概算額)
払 込 金 額	58,950円
募集時における 発行済株式数	53,305株
当該募集による 発行株式数	5,000株
募集後における 発行済株式総数	58,305株
発行時における 当初の資金用途	研究開発資金 (主に国立がんセンターとの共同研究等に係る前臨床試験費用等の研究開発費 (主に人件費や外注費等)、並びに製薬企業等との共同研究及び自社研究に係る研究開発費等) に充当
発行時における 支出予定時期	平成22年1月より随時
現時点における 充 当 状 況	当初の資金用途に従って充当しております

② 第三者割当増資

発 行 期 日	平成21年12月25日
調 達 資 金 の 額	23,574,750円 (差引手取概算額)
払 込 金 額	58,950円
募集時における 発行済株式数	58,305株
当該募集による 発行株式数	405株
募集後における	58,710株

発行済株式総数	
割 当 先	東洋証券株式会社
発行時における 当初の資金使途	研究開発資金（主に国立がんセンターとの共同研究等に係る前臨床試験費用等の研究開発費（主に人件費や外注費等）、並びに製薬企業等との共同研究及び自社研究に係る研究開発費等）に充当
発行時における 支出予定時期	平成22年1月より随時
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途に従って充当しております

発 行 期 日	平成24年10月23日
調 達 資 金 の 額	284,139,910円（差引手取概算額）
払 込 金 額	20,599円
募集時における 発行済株式数	58,710株
当該募集による 発行株式数	14,090株
募集後における 発行済株式総数	72,800株
割 当 先	小野薬品工業株式会社
発行時における 当初の資金使途	①当社創薬研究テーマに係る前臨床試験およびその付帯費用 ②新たな研究テーマを創出するための研究開発費用
発行時における 支出予定時期	平成24年10月～平成25年12月
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途に従って充当しております

以 上

(別紙)

カルナバイオサイエンス株式会社第 14 回新株予約権 (第三者割当て) 発行要項

1. 本新株予約権の名称

カルナバイオサイエンス株式会社第 14 回新株予約権 (第三者割当て) (以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

平成 25 年 6 月 14 日

3. 割当日

平成 25 年 6 月 17 日

4. 払込期日

平成 25 年 6 月 17 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 12,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 1 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (以下に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

12,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 1,350 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 1,350 円)

9. 本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して払い込まれる当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下「行使価額」という。) は、当初 133,500 円とする。

10. 行使価額の修正

第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 93,450 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合そ

の他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成25年6月18日から平成27年6月17日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,350円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,350円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の株式処分コスト、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置き、割当先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当先に対するコストの発生を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1,350円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成25年5月28日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 神戸支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上